

第35回 マーチングインオキナワ 2022

第50回マーチングバンド全国大会 沖縄予選

第21回マーチングステージ全国大会 沖縄選考会

第6回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会 沖縄選考会

【実施規定・審査要領】

フレッシュ部門

- I. 4人・16人・自由編成
- II. マーチングバンド編成
- III. カラーガード編成
- IV. マーチングパーカッション編成

フェスティバル部門

- I. 4人・16人・自由編成
- II. マーチングバンド編成
- III. カラーガード編成
- IV. マーチングパーカッション編成

全国大会選考部門

- I. マーチングバンド編成
- II. カラーガード編成

日本マーチングバンド協会 沖縄支部

目 次

I. フレッシュ部門

◎ 4人・16人・自由編成	
実施規定	3
審査要領	4
◎マーチングバンド編成	
実施規定	5
審査要領	7
◎カラーガード編成	
実施規定	8
審査要領	10
◎マーチングパーカッション編成	
実施規定	11
審査要領	13

II. フェスティバル部門

◎ 4人・16人・自由編成	
実施規定	14
審査要領	15
◎マーチングバンド編成	
実施規定	16
審査要領	19
◎カラーガード編成	
実施規定	20
審査要領	22
◎マーチングパーカッション編成	
実施規定	23
審査要領	26

III. 全国大会選考部門

◎マーチングバンド編成	
実施規定	27
審査要領	29
◎カラーガード編成	
実施規定	31
審査要領	34

IV. 演技中に発生した事故対応について ······ 35

フレッシュ部門**4人・16人・自由編成 実施規定****1. 演技****(1) 演技の形式**

- ① 演技者は、音源に合わせて演技する。

(2) 演技フロア

- ① 演技フロア（基本実施要項参照）
- ② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。
- ② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して速やかに退場すること。

(4) 計時**I. 演技時間**

- ① 演技時間は4分30秒以内とする。
- ② 前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し、演技準備を行う。
- ③ フロアからの退出はできるだけ速やかに行うこと。退場時の演技は厳禁とする。

II. 計時時間

計時合図・・・登録引率者より選出された担当者1名

計時とは演技開始（スタート）の合図から演技終了（ストップ）の合図までとする。

(5) 音響

- ① 音源は受付時に本部へ提出し、リハーサルで音響係との連携を取り、スムーズに演技が行われるようにすること。
- ② 音源はCDのみとする。

(6) 著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

（手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。）

2. 注意または警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

※具体的な警告例

- ・適切なゴミ処理ができなかった団体。
- ・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

出演した全団体に、フレッシュ賞を授与する。

フレッシュ部門

4人・16人・自由編成 審査要領

1. 講評者

(1) 講評者

講評者は3名とし、演技全般に対する講評のみを行う。

フレッシュ部門**マーチングバンド編成 実施規定****1. 演奏演技**

(1) 演技の形式

① 演奏は演技者が行うものとする。

(2) 演技フロア

① 演技フロア（基本実施要項参照）

② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。

*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。

② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して退場すること。

(4) 計時

① 計時開始

入場開始合図のアラーム音の終了をきっかけ（係員の合図あり）に、構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを越えた時点で計時を開始する。ジングル終了後は速やかに入場を開始する。

② 演奏演技開始

審査準備のため、入場開始後1分間は演奏演技を開始することができない。

入場開始後の演奏演技不可時間1分間は、審判員による白旗にて明示する。

（係の位置についてはリハーサル時に確認）

入場開始から30秒後 → 白旗を水平に上げる

入場開始から50秒後 → 白旗を垂直に上げる

入場開始から1分後 → 白旗を振り下ろす

以降は演奏演技開始可能。

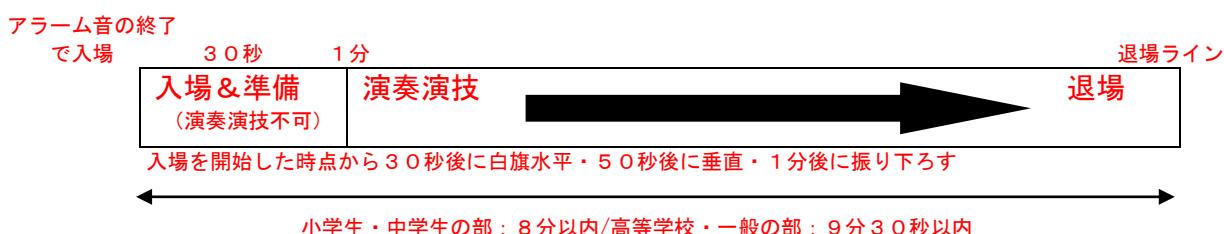
③ 計時終了

演奏演技終了後、全ての構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、及び楽器・器物が退場ライン（30M側面ラインから5M外側）を超えた時点。

※退場ラインを超えての演奏演技は不可とする。

小学生の部・中学生の部は「入場～演奏演技～退場」までが8分以内とする。

高等学校の部・一般の部は「入場～演奏演技～退場」までが9分30秒以内とする。



(5) 器物

「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことという。

② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格 : 180cm × 120cm × 150cm 以内の立方体

ただし、規格内の大きさであっても、120cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(3) 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。

I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。

II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

III. 火気・ガス類・液体類および固体燃料類は使用を禁止する。

IV. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

(4) 正副指揮台は、大会本部が設置したもの設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では、指揮以外の使用は不可とする。（マーチングバンド編成のみ指揮台を設置）その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。

(5) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。武器に類似する手具（ライフル・セイバー等）を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関しては十分注意すること。

(6) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

(6) 搬入・搬出

① 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。

② 全参加団体は、登録引率者及び搬入補助員を登録することができる。

「登録引率者」とは・・・会場到着時から会場退出時までの全行程を引率する責任者をいう。1団体5名まで登録することができる。

「搬入搬出補助員」とは・・・楽器・器物の搬入搬出の補助のみを目的としたスタッフをいう。1団体10名まで登録することができる。

* 搬入搬出補助員が客席にて観覧する場合、入場券を購入しなければならない。

③ 登録引率者及び搬入搬出補助員は、入退場時の搬入搬出補助を行うことができる。

演奏演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演奏演技時間内の補助は禁止するが、演技中にトラブルが発生した場合は「演奏演技中に発生した事故対応について」を参照。演奏演技終了後は、搬出補助を迅速に行う。

(7) 著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

（手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。）

2. 注意または警告

① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

※具体的な警告例　・適切なゴミ処理ができなかった団体。

　　・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

出演した全団体にフレッシュ賞を授与する。

フレッシュ部門

マーチングバンド編成 審査要領

1. 講評者

(1) 講評者

講評者は8名とし、演奏演技全般に対する講評のみを行う。

フレッシュ部門**カラーガード編成 実施規定****1. 演技****(1) 演技の形式**

- ① 演技者は、音源に合わせて演技する。
- ② カラーガード編成において演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。楽器等での演奏は不可とする。

(2) 演技フロア

- ① 演技フロア（基本実施要項参照）
- ② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。
- ② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して速やかに退場すること。

(4) 計時**I. 演技時間**

- ①ジュニアの部は4分30秒以内とする。
 - ②高等学校・一般の部は5分30秒以内とする。
- ※日本マーチングバンド協会の現行の規定に準ずる
- ③前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し、演技準備を行う。

II. 計時合図・・・登録引率者より選出された担当者1名

計時とは演奏演技開始（スタート）の合図から演奏演技終了（ストップ）の合図までとする。

入場から30秒間は演技を開始することができない。また、計時開始合図前に演奏演技が開始された場合は計時を開始する。同様に計時終了合図後に演奏演技が継続されていた場合は計時を続行する。

(5) 音響

- ① 音源は受付時に本部へ提出し、リハーサルで音響係との連携を取り、スムーズに演技が行われるようにすること。
- ② 音源はCDのみとする。

(6) 器物

「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことという。

- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格：180cm×120cm×150cm以内の立方体

ただし、規格内の大きさであっても、120cmを超える高さで演奏演技することは禁止する。

※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- ③ 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。

I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。

- II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
 - III. 火気・ガス類・液体類および固体燃料類は使用を禁止する。
 - IV. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
 - ④ 国旗等の使用は敬意を損なわぬよう最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
武器に類似する手具（ライフル・セイバー等）を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関しては十分注意すること。
 - ⑤ スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (7) 搬入・搬出
- ① 手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出すること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。
 - ② 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
 - ③ ジュニアの部の参加団体は、登録引率者以外に搬入搬出補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）を10名まで登録することができる。
- * 搬入搬出補助員が客席にて観覧する場合、入場券を購入しなければならない。
- ④ 上記②・③の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「演奏演技中に発生した事故対応について」を参照。演技終了後は搬出補助を迅速に行うこと。
- (8) 著作権について
- 著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。
(手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。)
- (9) その他
- 楽器等での演奏は不可とする。

2. 注意または警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
 - ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
 - ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。
- ※具体的な警告例
- ・適切なゴミ処理ができなかった団体。
 - ・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

出演した全団体にフレッシュ賞を授与する。

フレッシュ部門

カラーガード編成 審査要領

1. 講評者

(1) 講評者

講評者は3名とし、演技全般に対する講評のみを行う。

フレッシュ部門 マーチングパーカッション編成 実施規定

1. 演奏演技

(1) 演技の形式

- ① 演奏は演技者が行うものとする。
- ② マーチングパーカッション全国大会の実施要項に基づくものとする。

(2) 演技フロア

- ① 演技フロア（基本実施要項参照）
- ② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。
- ② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して退場すること。

(4) 計時

I. 演奏演技時間

- ①ジュニアの部は4分30秒以内とする。
- ②高等学校・一般の部は5分30秒以内とする。
※日本マーチングバンド協会の現行の規定に準ずる
- ③前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し、演奏演技準備を行う。

II. 計時合図・・・登録引率者より選出された担当者1名

計時とは演奏演技開始（スタート）の合図から演奏演技終了（ストップ）の合図までとする。

入場から30秒間は演技を開始することができない。また、計時開始合図前に演奏演技が開始された場合は計時を開始する。同様に計時終了合図後に演奏演技が継続されていた場合は計時を続行する。

(5) 使用楽器について

演奏で使用できる楽器は、打楽器及び電源を使用する楽器・機器とする。使用の際は下記注意事項を厳守すること。

- ① 入場セッティング～演奏演技終了後退場までを指定時間以内にできる範囲にする。
- ② 入退場合め、危険の及ぶ行為は厳禁とする。
- ③ 入場待機、及び入場後演奏演技前の音出しは不可とする。
*チューニング等指定された場所での音出しは可能。
*電源を使用する楽器・機器のみ入場後、演奏演技開始前の音出し確認のみ可とする。
- ④ 万が一使用楽器に不具合が生じた場合、大会実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- ⑤ 電源は事前申請のあった団体のみ使用許可をし、使用の際は各団体で準備をした延長コードを使用すること。

(6) 音響

- ① 音源を使用する場合は受付時に本部へ提出し、リハーサルで音響係との連携を取り、スムーズに演奏演技が行われるようにすること。
- ② 音源はCDのみとする。

(7) 器物

「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をす

ること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。

- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格：180cm×120cm×150cm 以内の立方体

ただし、規格内の大きさであっても、120cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- ③ 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。

I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。

II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているものののみ使用できる。

III. 火気・ガス類・液体類および固体燃料類は使用を禁止する。

IV. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

- ④ 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では、指揮以外の使用は不可とする。（マーチングバンド編成のみ指揮台を設置） その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。

- ⑤ 国旗等の使用は敬意を損なわぬよう最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

武器に類似する手具（ライフル・セイバー等）を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関しては十分注意すること。

- ⑥ スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

（8）搬入・搬出

- ① 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。

- ② 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。

- ③ 参加団体は、登録引率者以外に搬入搬出補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）を10名まで登録することができる。

*搬入搬出補助員が客席にて観覧する場合、入場券を購入しなければならない。

- ④ 上記②・③の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「演奏演技中に発生した事故対応について」を参照。演技終了後は搬出補助を迅速に行うこと。

（9）著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

（手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。）

2. 注意または警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

※具体的な警告例　・適切なゴミ処理ができなかった団体。

　　・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

出演した全団体にフレッシュ賞を授与する。

フレッシュ部門

マーチングパーカッション編成 審査要領

1. 講評者

(1) 講評者

講評者は8名とし、演奏演技全般に対する講評のみを行う。

フェスティバル部門 4人・16人・自由編成 実施規定

1. 演技

(1) 演技の形式

① 演技者は、音源に合わせて演技する。

(2) 演技フロア

① 演技フロア（基本実施要項参照）

② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。

*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。

② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して速やかに退場すること。

(4) 計時

I 演技時間

① 演技時間は4分30秒以内とする。

② 前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し、演技準備を行う。

③ フロアからの退出はできるだけ速やかに行うこと。退場時の演技は厳禁とする。

II 計時時間

計時合図・・・登録引率者より選出された担当者1名

計時とは演技開始（スタート）の合図から演技終了（ストップ）の合図までとする。

(5) 音響

① 音源は受付時に本部へ提出し、リハーサルで音響係との連携を取り、スムーズに演技が行われるようにすること。

② 音源はCDのみとする。

(6) 著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

（手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。）

2. 罰則

(1) 違反失格・・・出場資格【基本実施要項参照】に違反した場合。

(2) 減点1点・・・上記1の演技に違反した場合

（ただし、計時については1秒ごとに1点、人数については1人につき1点の減点とする）

(3) 注意または警告

① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

3. 表彰

出演団体に次の各賞を授与する。

ア. 優秀賞・・・全出場団体

イ. 最優秀賞・・・最高得点を獲得し、審査員会より適當と認められた団体。

ウ. 審査員特別賞・・・審査委員会より適當と認められた団体。

フェスティバル部門 4人・16人・自由編成 審査要領

1. 審査委員長, 審査員, 審判員

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ②審査委員長は審判長より報告を受け違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

- ①審査員は3名とし、以下の内容について総合的に審査する。
 - ア. 姿勢
 - イ. フットワーク
 - ウ. ボディーワーク
 - エ. 完成度

(3) 審判員

- ①審判員は5名とし、1名を審判長とする。
(但し、若干名の審判補助係員を配置する場合がある)
- ②審判長は審査委員長の補佐をし、違反時の報告は下記のとおりとする。
(審判員は違反と判断した場合、審判長に報告協議し、審判長は結果を審査委員長に報告する。違反の最終確認は審査委員長が行う。)
- ③審判員は下記の内容を審査する。
人数、編成、時間、入退場、フロア、器物、事故
(実施規定の「1. 演技」「2. 罰則」)

2. 審査内容

各審査員が次の細目を審査する。

ア. 姿勢(5点)

個々の姿勢の様子、全体の姿勢の統一

イ. フットワーク(5点)

足の運び、歩幅の調節、マークタイム時の足の高さ・上げ方、テンポ感

ウ. ボディーワーク(5点)

身体の揺れ、動き(身体の流れ)

身体の向き、キレ(メリハリ)

エ. 完成度(5点)

ライン、間隔

3. 成績

(1) 各審査員は上記「2. 審査内容」に基づき20点満点(小数点なし)で採点する。

(2) 各審査員の評点合計から罰則に課せられた減点を差し引いたもの平均を各団体の得点とする。

フェスティバル部門**マーチングバンド編成 実施規定****1. 演奏演技****(1) 演技の形式**

① 演奏は演技者が行うものとする。

(2) 演技フロア

① 演技フロア（基本実施要項参照）

② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。

*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。

② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して退場すること。

(4) 計時**①計時開始**

入場開始合図のアラーム音の終了をきっかけ（係員の合図あり）に、構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを越えた時点で計時を開始する。ジングル終了後は速やかに入場を開始する。

②演奏演技開始

審査準備のため、入場開始後1分間は演奏演技を開始することができない。

入場開始後の演奏演技不可時間1分間は、審判員による白旗にて明示する。

（係の位置についてはリハーサル時に確認）

入場開始から30秒後 → 白旗を水平に上げる

入場開始から50秒後 → 白旗を垂直に上げる

入場開始から1分後 → 白旗を振り下ろす

以降は演奏演技開始可能。

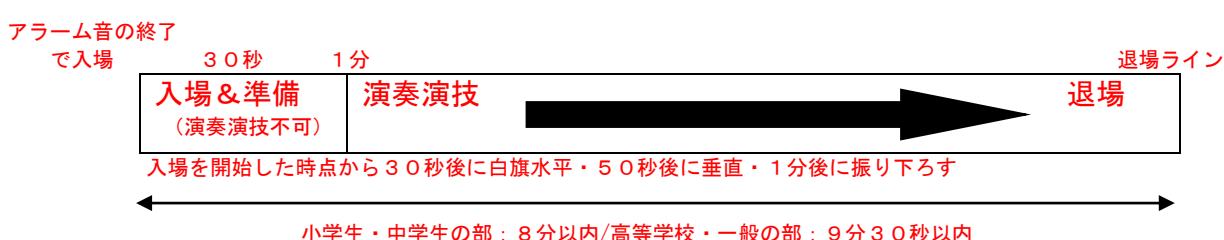
③計時終了

演奏演技終了後、全ての構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、及び楽器・器物が退場ライン（30M側面ラインから5M外側）を超えた時点。

*退場ラインを超えての演奏演技は不可とする。

小学生の部・中学生の部は「入場～演奏演技～退場」までが8分以内とする。

高等学校の部・一般の部は「入場～演奏演技～退場」までが9分30秒以内とする。

**(5) 使用楽器について**

演奏で使用できる楽器は、管弦打楽器及び電源を使用する楽器・機器とする。

使用の際下記注意事項を厳守すること。

① 入場セッティング～演奏演技終了後退場までを指定時間以内にできる範囲にする。

② 入退場含め、危険の及ぶ行為は厳禁とする。

③ 入場待機、及び入場後演奏演技前の音出しは不可とする。

*チューニング等指定された場所での音出しは可能。

*電源を使用する楽器・機器のみ入場後、演奏演技開始前の音出し確認のみ可とする。

④ 万が一使用楽器に不具合が生じた場合、大会実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

- ⑤ 電源は事前申請のあった団体のみ使用許可をし、使用の際は各団体で準備をした延長コードを使用すること。

(6) 器物

「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことという。

- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格：180cm × 120cm × 150cm 以内の立方体

ただし、規格内の大きさであっても、120cm を越える高さで演奏演技することは禁止する。

※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- ③ 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。

I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。

II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているものののみ使用できる。

III. 火気・ガス類・液体類および固体燃料類は使用を禁止する。

IV. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

- ④ 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では、指揮以外の使用は不可とする。（マーチングバンド編成のみ指揮台を設置） その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。

- ⑤ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

武器に類似する手具（ライフル・セイバー等）を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関しては十分注意すること。

- ⑥ スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

(7) 搬入・搬出

- ① 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。

- ② 全参加団体は、登録引率者及び搬入搬出補助員を登録することができる。

「登録引率者」とは・・・会場到着時から会場退出時までの全行程を引率する責任者をいう。1団体5名まで登録することができる。

「搬入搬出補助員」とは・・・楽器・器物の搬入搬出の補助のみを目的としたスタッフをいう。1団体10名までを登録することができる。

* 搬入搬出補助員が客席にて観覧する場合、入場券を購入しなければならない。

- ③ 上記①・②の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「演奏演技中に発生した事故対応について」を参照。演技終了後は搬出補助を迅速に行うこと。

(8) 著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

(手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。)

2. 罰則

(1) 違反失格・・・出場資格【基本実施要項参照】に反した場合。

(2) 減点・・・違反1回につき得点から1点減点

①実施規定「1. 演技」に反した場合。

②実施規定「6. 器物」に反した場合。

(3) タイムオーバーについては、変更初年度の為30秒オーバーまでは警告とし、それを超える場合は1秒毎に得点から1点減点（例：31秒オーバー=1点減点、35秒オーバー=5点減点）なお、中断または不慮の事故によるタイムオーバーの場合は適用しない。

(4) 注意または警告

① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

※具体的な警告例 ・適切なゴミ処理ができなかった団体。

・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

(1) マーチングバンド編成出演団体に次の各賞を授与する。

ア. 優秀賞・・・・全出場団体

イ. 最優秀賞・・・・最高得点を獲得し、審査員会より適当と認められた団体。

ウ. 審査員特別賞・・・審査委員会より適当と認められた団体。

フェスティバル部門

マーチングバンド編成 審査要領

1. 審査委員長, 審査員, 審判員

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ②審査委員長は審判長より報告を受け違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

- ①審査員は8名とし、全体的演奏・演技の調和について総合的に審査する。

(3) 審判員

- ①審判員は5名とし、1名を審判長とする。

(但し、若干名の審判補助係員を配置する場合がある)

- ②審判長は審査委員長の補佐をし、違反時の報告は下記のとおりとする。

(審判員は違反と判断した場合、審判長に報告協議し、審判長は結果を審査委員長に報告する。違反の最終確認は審査委員長が行う。)

- ③審判員は下記の内容を審査する。

人数、編成、時間、入退場、フロア、器物、事故

(実施規定の「1. 演奏演技」「2. 罰則」)

2. 審査内容

各審査員が演奏・演技を音楽的な要素と視覚的な結びつきをふまえて総合的に審査する。

3. 成績

- (1) 各審査員は上記「2. 審査内容」に基づき10点満点(小数点なし)で採点する。

- (2) 各審査員の評点平均から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする。

フェスティバル部門

カラーガード編成 実施規定

1. 演技

(1) 演技の形式

- ① 演技者は、音源に合わせて演技する。
- ② カラーガード編成において演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。楽器等での演奏は不可とする。

(2) 演技フロア

- ① 演技フロア（基本実施要項参照）
- ② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。
- ② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して速やかに退場すること。

(4) 計時

I. 演技時間

- ①ジュニアの部は4分30秒以内とする。
 - ②高等学校・一般の部は5分30秒以内とする。
- ※日本マーチングバンド協会の現行の規定に準ずる
- ③前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し、演技準備を行う。

II. 計時合図・・・登録引率者より選出された担当者1名

計時とは演奏演技開始（スタート）の合図から演奏演技終了（ストップ）の合図までとする。

入場から30秒間は演技を開始することができない。また、計時開始合図前に演奏演技が開始された場合は計時を開始する。同様に計時終了合図後に演奏演技が継続されていた場合は計時を続行する。

(5) 手具

演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。

(6) 音響

- ① 音源は受付時に本部へ提出し、リハーサルで音響係との連携を取り、スムーズに演技が行われるようにすること。
- ② 音源はCDのみとする。

(7) 器物

「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格：180cm×120cm×150cm以内の立方体

ただし、規格内の大きさであっても、120cmを超える高さで演奏演技することは禁止する。

※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

- II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- ③ 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。
- I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
- II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
- III. 火気・ガス類・液体類および固体燃料類は使用を禁止する。
- IV. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
- ④ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- 武器に類似する手具（ライフル・セイバー等）を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関する注意を十分注意すること。
- ⑤ スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (8) 搬入・搬出
- ① 手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出すること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。
- ② **全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。**
- ③ **ジュニアの部の参加団体は、登録引率者以外に搬入搬出補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）を10名まで登録することができる。**
- * 搬入搬出補助員が客席にて観覧する場合、入場券を購入しなければならない。
- ④ 上記②・③の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「演奏演技中に発生した事故対応について」を参考。演技終了後は搬出補助を迅速に行うこと。
- (9) 著作権について
- 著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。
- (手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。)
- (10) その他
- 楽器等での演奏は不可とする。

2. 罰則

- (1) 違反失格・・・出場資格【基本実施要項参照】に反した場合。
- (2) 減点・・・違反1回につき得点から1点減点
- ① 実施規定「1. 演技」に反した場合。
※タイムオーバーについては、10点の減点とする。
- ② 実施規定「6. 器物」に反した場合。
- (3) 注意または警告
- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

3. 表彰

出演団体に次の各賞を授与する。

- ア. 優秀賞・・・・全出場団体
- イ. 最優秀賞・・・・最高得点を獲得し、審査員会より適当と認められた団体。
- ウ. 審査員特別賞・・・審査委員会より適当と認められた団体。

フェスティバル部門

カラーガード編成 審査要領

1. 審査委員長, 審査員, 審判員

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ②審査委員長は審判長より報告を受け違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

- ①審査員は3名とし、演技の完成度と技術の到達度を総合的に審査する。

(3) 審判員

- ①審判員は5名とし、1名を審判長とする。

(但し、若干名の審判補助係員を配置する場合がある)

- ②審判長は審査委員長の補佐をし、違反時の報告は下記のとおりとする。

(審判員は違反と判断した場合、審判長に報告協議し、審判長は結果を審査委員長に報告する。違反の最終確認は審査委員長が行う。)

- ③審判員は下記の内容を審査する。

人数、計時、入退場、フロア、手具の使用、器物、事故

(実施規定の「1. 演技」「2. 罰則」)

2. 審査内容

各審査員が演技の完成度と技術の到達度を総合的に審査する。

3. 成績

- (1) 各審査員は上記「2. 審査内容」に基づき10点満点(小数点なし)で採点する。

- (2) 各審査員の評点平均から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする。

フェスティバル部門 マーチングパーカッション編成 実施規定

1. 演奏演技

(1) 演技の形式

- ① 演奏は演技者が行うものとする。
- ② マーチングパーカッション全国大会の実施要項に基づくものとする。

(2) 演技フロア

- ① 演技フロア（基本実施要項参照）
- ② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
*正面演技ラインより前方側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は係員の指示で入場すること。
- ② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して退場すること。

※入場にかかる時間は安全を最優先し最大1分15秒を目安にセットアップ完了する。
退場に関しても次の団体が速やかにセットアップできるように協力する。

(4) 計時

I. 演技時間

- ① ジュニアの部は4分30秒以内とする。
- ② 高等学校・一般の部は5分30秒以内とする。
※日本マーチングバンド協会の現行の規定に準ずる
- ③ 前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し、演奏演技準備を行う。

II. 計時合図・・・登録引率者より選出された担当者1名

計時とは演奏演技開始（スタート）の合図から演奏演技終了（ストップ）の合図までとする。

入場から30秒間は演技を開始することができない。また、計時開始合図前に演奏演技が開始された場合は計時を開始する。同様に計時終了合図後に演奏演技が継続されていた場合は計時を続行する。

(5) 使用楽器について

演奏で使用できる楽器は、打楽器及び電源を使用する楽器・機器とする。

使用の際は下記注意事項を厳守すること。

- ① 入場セッティング～演奏演技終了後退場までを指定時間以内にできる範囲にする。
- ② 入退場合め、危険の及ぶ行為は厳禁とする。
- ③ 入場待機、及び入場後演奏演技前の音出しは不可とする。
*チューニング等指定された場所での音出しは可能。
- ④ 電源を使用する楽器・機器のみ入場後、演奏演技開始前の音出し確認のみ可とする。
- ⑤ 万が一使用楽器に不具合が生じた場合、大会実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
- ⑥ 電源は事前申請のあった団体のみ使用許可をし、使用の際は各団体で準備をした延長コードを使用すること。

(6) 音響

- ① 音源を使用する場合は受付時に本部へ提出し、リハーサルで音響係との連携を取り、スムーズに演奏演技が行われるようにすること。
- ② 音源はCDのみとする。

(7) 器物

「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことという。
- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。
※ 規格：180cm×120cm×150cm 以内の立方体
ただし、規格内の大きさであっても、120cm を越える高さで演奏演技することは禁止する。
※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内
 - I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
 - II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- ③ 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。
 - I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
 - II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているものののみ使用できる。
 - III. 火気・ガス類・液体類および固体燃料類は使用を禁止する。
 - IV. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。
- ④ 正副指揮台は、大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。（マーチングバンド編成のみ指揮台を設置）
その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。
- ⑤ 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
武器に類似する手具（ライフル・セイバー等）を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関しては十分注意すること。
- ⑥ スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

(8) 搬入・搬出

- ① 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。
- ② 全参加団体は、構成メンバーを補助する登録引率者を5名まで登録することができる。
- ③ 参加団体は、登録引率者以外に搬入搬出補助員（出演前後の搬入・搬出のための補助員）を10名まで登録することができる。
* 搬入搬出補助員が客席にて観覧する場合、入場券を購入しなければならない。
- ④ 上記②・③の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「演奏演技中に発生した事故対応について」を参照。演技終了後は搬出補助を迅速に行うこと。

(9) 著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

（手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。）

2. 罰則

- (1) 違反失格・・・出場資格【基本実施要項参照】に反した場合。
- (2) 減点・・・違反1回につき得点から1点減点
- ①実施規定「1. 演技」に反した場合。
※タイムオーバーについては、10点の減点とする。
- ②実施規定「7. 器物」に反した場合。
- (3) 注意または警告
- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨反する行為のあった場合。
※具体的な警告例
・適切なゴミ処理ができなかつた団体。
・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

- (1) マーチングパーカッション編成出演団体に次の各賞を授与する。
- ア. 金賞・銀賞・銅賞・・・審査委員会の決定でいずれかを授与する。
- イ. 審査員特別賞・・・審査委員会より適當と認められた団体。
- (2) 全国大会への推薦
- ア. 出場団体の中で特に優れ、大会終了後の理事会で適當と認められた団体を全国大会へ推薦する。
- イ. 全国大会に推薦された団体は「第6回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会」実施規定及び審査要領に準ずること。

フェスティバル部門 マーチングパーカッション編成 審査要領

1. 審査委員長, 審査員, 審判員

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ②審査委員長は審判長より報告を受け違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

- ①審査員は3名とし、全体的演奏・演技の調和について総合的に審査する。

(3) 審判員

- ①審判員は5名とし、1名を審判長とする。

(但し、若干名の審判補助係員を配置する場合がある)

- ②審判長は審査委員長の補佐をし、違反時の報告は下記のとおりとする。

(審判員は違反と判断した場合、審判長に報告協議し、審判長は結果を審査委員長に報告する。違反の最終確認は審査委員長が行う。)

- ③審判員は下記の内容を審査する。

人数、編成、時間、入退場、フロア、器物、事故

(実施規定の「1. 演奏演技」「2. 罰則」)

2. 審査内容

各審査員が演奏・演技を音楽的な要素と視覚的な結びつきをふまえて総合的に審査する。

3. 成績

(1) 各審査員は上記「2. 審査内容」に基づき10点満点(小数点なし)で採点する。

(2) 各審査員の評点平均から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする。

全国大会選考部門**マーチングバンド部門 実施規定****1. 演技**

(1) 演技の形式

① 演奏は演技者が行うものとする。

(2) 演技フロア

① 演技フロア（基本実施要項参照）

② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。

③ 入退場ライン及び演技ラインの外側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

① 演技フロアへの入場は係員の合図で入場すること。

② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して速やかに退場すること。

(4) 計時

① 計時開始

入場開始合図のアラーム音の終了をきっかけ（係員の合図あり）に、構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを越えた時点で計時を開始する。ジングル終了後は速やかに入場を開始する。

② 演奏演技開始

審査準備のため、入場開始後1分間は演奏演技を開始することができない。

入場開始後の演奏演技不可時間1分間は、審判員による白旗にて明示する。

（係の位置についてはリハーサル時に確認）

入場開始から30秒後 → 白旗を水平に上げる

入場開始から50秒後 → 白旗を垂直に上げる

入場開始から1分後 → 白旗を振り下ろす

以降は演奏演技開始可能。

③ 計時終了

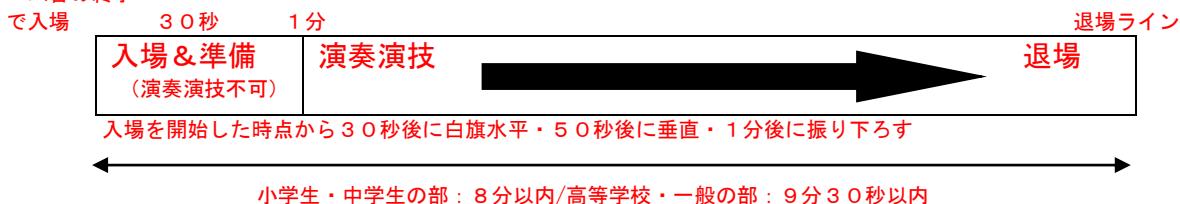
演奏演技終了後、全ての構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、及び楽器・器物が退場ライン（30M側面ラインから5M外側）を超えた時点。

※退場ラインを超えての演奏演技は不可とする。

小学生の部・中学生の部は「入場～演奏演技～退場」までが8分以内とする。

高等学校の部・一般の部は「入場～演奏演技～退場」までが9分30秒以内とする。

アラーム音の終了



(5) 器物

「器物」とは、楽器・バトン手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演奏演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことという。
- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格 : 180cm × 120cm × 150cm 以内の立方体

但し、規格内の大きさであっても、1m20cmを超える高さで演奏演技することは禁止する。

※ 重量 : フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

- I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
- II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

(3) 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。

I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。

II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。

III. 火気・ガス類・液体類および固体燃料類は使用を禁止する。

(4) 正副指揮台は、大会本部が設置したもの設置した場所から移動することなく使用すること。大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。(マーチングバンド編成のみ指揮台を設置)

その他の場所での指揮台使用は、各団体での持ち込みを可とする。

(5) 国旗等の使用は敬意を損なわぬよう最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

武器に類似する手具(ライフル・セイバー等)を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関しては十分注意すること。

(6) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

(6) 搬入・搬出

(1) 楽器・手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。

(2) 全参加団体は、登録引率者及び搬入搬出補助員を登録することができる。

「登録引率者」とは・・会場到着時から会場退出時までの全行程を引率する責任者をいう。1団体5名まで登録することができる。

「搬入搬出補助員」とは・・楽器・器物の搬入搬出の補助のみを目的としたスタッフをいう。1団体10名までを登録することができる。

* 搬入搬出補助員が客席にて観覧する場合、入場券を購入しなければならない。

(3) 上記①・②の登録引率者及び搬入搬出補助員は、入場時の搬入補助を行うことができる。演技中は、フロア正面に設ける席にて待機。演技時間内の補助は禁止とするが、演技中にトラブルが発生した場合は「演奏演技中に発生した事故対応について」を参照。演技終了後は搬出補助を迅速に行うこと。

(7) 著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

(手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。)

2. 罰則

(1) 違反失格・・・出場資格【基本実施要項参照】に反した場合。

(2) 減点・・・違反1回につき得点から1点減点

①実施規定「1. 演技」に反した場合。

②実施規定「5. 器物」に反した場合。

(3) タイムオーバーについては、変更初年度の為30秒オーバーまでは警告とし、それを超える場合は1秒毎に得点から1点減点（例：31秒オーバー=1点減点、35秒オーバー=5点減点）なお、中断または不慮の事故によるタイムオーバーの場合は適用しない。

(4) 注意または警告

- ① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。
- ③ 非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

※具体的な警告例
・適切なゴミ処理ができなかつた団体。
・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

(1) 出演団体に次の各賞を授与する。

- ア. 金賞・銀賞・銅賞・・・審査委員会の決定でいずれかを授与する。
- イ. 審査員特別賞・・・審査委員会より適當と認められた団体。

(2) 全国大会への推薦

- ア. 出場団体の中で特に優れ、審査委員会で適當と認められた団体を全国大会へ推薦する。
- イ. 全国大会推薦団体は、金賞を受賞した団体とする。

全国大会選考部門**マーチングバンド部門 審査要領****1. 審査委員長, 審査員, 審判員**

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
- ②審査委員長は審判長より報告を受け違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

小学生の部

- ①審査員は8名とする。

ア. 全体的演奏・演技の調和に関する審査員 8名

(音楽の観点から5名・視覚の観点から3名)

中学生の部

- ①審査員は8名とする。

ア. 全体的演奏・演技の調和に関する審査員 3名

(音楽の観点から2名・視覚の観点から1名)

イ. 全体的演奏技術と表現力に関する審査員 3名

ウ. 全体的演技技術と表現力に関する審査員 2名

高等学校・一般の部

- ①審査員は8名とする。

ア. 音楽と視覚の調和 3名

(音楽の観点から2名・視覚の観点から1名)

イ. 演奏の調和 1名

ウ. 演技の調和 1名

エ. 管楽器の技術 1名

オ. 打楽器の技術 1名

カ. 演技の技術 [CGを含む] 1名

(3) 審判員

- ①審判員は3名とし、1名を審判長とする。

(但し、若干名の審判補助係員を配置する場合がある)

- ②審判長は審査委員長の補佐をし、違反時の報告は下記のとおりとする。

(審判員は違反と判断した場合、審判長に報告協議し、審判長は結果を審査委員長に報告する。違反の最終確認は審査委員長が行う。)

- ③審判員は下記の内容を審査する。

人数、編成、時間、入退場、フロア、器物、事故

(実施規定の「1. 演技」「2. 罰則」)

2. 審査内容

※別紙の審査用紙を参照してください。

3. 成績・成績判定

(1) 成績

小学生の部

・各審査員の持ち点は100点満点とする。なお、小数点以下は使用しない。

・合計点=全体的演奏・演技の調和の全審査員の合計 $8 \times 100 = 800$ 点満点

・得点：合計点を8で割った値（小数点第2位まで用いる）を各団体の得点とする。

・成績点：上記得点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の成績点とする。

中学生の部

- ・各審査員の持ち点は100点満点とする。なお、小数点以下は使用しない。
- ・合計点=全体的演奏・演技の調和（3名）+全体的演奏技術と表現力（3名）+全体的演技技術と表現力（2名）

$$= 300 \text{点満点} + 300 \text{点満点} + 200 \text{点満点}$$

$$= 800 \text{点満点}$$
- ・得点：合計点を8で割った値（小数点第2位まで用いる）を各団体の得点とする。
- ・成績点：上記得点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の成績点とする。

高等学校・一般の部

- ・各審査員の持ち点は $2 \times 100 \text{点} = 200 \text{点満点}$ とする。なお、小数点以下は使用しない。
- ・音楽と視覚の調和（600点満点）はそのまま集計に用い、これ以外の点数は以下に示す処理を行い集計に用いる。

$$\frac{\text{管楽器の技術} + \text{打楽器の技術}}{2} = \text{演奏技術点とする。小数点第2位まで用いる。}$$

$$\frac{\text{演奏の調和} + \text{演奏技術点}}{2} = \text{演奏点(200点満点)とする。小数点第2位まで用いる。}$$

$$\frac{\text{演技の調和} + \text{演技の技術}}{2} = \text{演技点(200点満点)とする。小数点第2位まで用いる。}$$

- ・合計点=音楽と視覚の調和+演奏点+演技点

$$= 600 \text{点} + 200 \text{点} + 200 \text{点}$$

$$= 1000 \text{点満点}$$

- ・得点：合計点を10で割った値（四捨五入により小数点第2位まで用いる）を各団体の得点とする。
- ・成績点：上記得点から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の成績点とする

(2) 成績判定（順位の決定）

- ・全部門共通して、成績点の高いものを上位とする。
(席次点での判定や上下点カットは行わない。)

4. 審査方法

- ・審査は審査要領に基づき実施する。
- ・部及び部門ごとに設定された審査項目（キャプション）と審査基準（クライテリア）に基づき審査を実施する。
 - 小学生の部、中学生の部においては、審査基準は達成の度合いに応じて三つの段階（BOX）があり、それぞれに点数範囲を設定する。
 - 高等学校の部、一般の部においては、審査項目は二つの副審査項目（サブキャプション）から構成され、それぞれにキーワードと審査基準を定める。
- 各審査基準は達成の度合いに応じて五つの段階（BOX）がありそれぞれに点数範囲を設定する。
- ・審査員は演奏・演技中全てのキーワードについて、それらがどのように出来上がっているかを判断し、BOXにあてはめて点数を決定する。
- ・審査員は自身のコメントが演奏・演技どの部分について行われているかを明確にする為、感じた事象に対して即座に肯定・否定を問わず記録する。
- ・審査員自身の自己紹介などは演奏・演技の開始前に又、演奏・演技中に詳しく説明できなかったことや全体を総括するようなコメントは演奏・演技終了後に記録する。
したがってコメントデータは実際の演奏・演技時間より長くなる。

小学生の部 各段階(BOX)の点数範囲

段階(BOX)	点数範囲
A	70点以上100点満点
B	25点以上70点未満
C	25点未満

中学生の部 各段階(BOX)の点数範囲

段階(BOX)	点数範囲
A	75点以上100点満点
B	30点以上75点未満
C	30点未満

高等学校・一般の部 各段階(BOX)の点数範囲

段階(BOX)	点数範囲
5	90点以上100点満点
4	80点以上90点未満
3	55点以上80点未満
2	35点以上55点未満
1	35点未満

全国大会選考部門**カラーガード部門 実施規定****1. 演技****(1) 演技の形式**

- ① 演技者は、CDの演奏に合わせて演技する。CD音源は受付時に本部へ提出し、リハーサルで音響係との連携を取り、スムーズに演技が行われるようにすること。
- ② カラーガード編成において演技に使用する手具として、フラッグ、ライフル、セーバーのいずれかの使用を義務づける。楽器等での演奏は不可とする。

(2) 演技フロア

- ① 演技フロア（基本実施要項参照）
- ② 演技フロアへの入場は構成メンバーのみとする。
- ③ 入退場ライン及び演技ラインの外側の使用は原則として禁止する。

(3) 入退場

- ① 演技フロアへの入場は係員の合図で入場すること。
- ② 演技終了後、出演者は退場ラインを通過して速やかに退場すること。

(4) 計時**I. 演技時間**

- ① ジュニアの部は4分30秒以内とする。
 - ② 高等学校・一般の部は5分30秒以内とする。
- ※日本マーチングバンド協会の現行の規定に準ずる
- ③ 前の団体が退場開始後、係員の指示で入場し、演技準備を行う。

II. 計時合図・・・登録引率者より選出された担当者1名

計時とは演奏演技開始（スタート）の合図から演奏演技終了（ストップ）の合図までとする。

入場から30秒間は演技を開始することができない。また、計時開始合図前に演奏演技が開始された場合は計時を開始する。同様に計時終了合図後に演奏演技が継続されていた場合は計時を続行する。

(5) 器物

「器物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「手具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具等を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- ① 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことという。
- ② 演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格：180cm×120cm×150cm以内の立方体

但し、規格内の大きさであっても、1m20cmを超える高さで演奏演技することは禁止する。

※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

- I. 器物を重ねたり密着して並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。
- II. フロアに敷く布は器物であるが制限を設けない。

- ③ 特殊効果は使用方法、数量等の詳しい説明書を参加申し込み時に提出すること。

I. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。

II. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造メーカーによって保証されているものののみ使用できる。

III. 火気・ガス類・液体類および固形燃料類は使用を禁止する。

- (4) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

武器に類似する手具(ライフル・セイバー等)を使用する場合には、教育的配慮を十分行い、取り扱いに関しては十分注意すること。

- (5) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。

(6) 搬入・搬出

- ① 手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任をもって搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程をいう。

- ② 小学校の部の参加団体のみ、登録メンバー以外に搬入搬出補助員をつけることができる。この補助員は、演技中はフロア内の指定の席で待機し、演奏演技終了後搬出を迅速に行う(この補助員及び登録メンバーはフロア内での搬入搬出も許可するが、演奏演技時間内の搬入搬出補助は禁止する)

(7) 著作権について

著作権使用法を遵守し、各団体で著作権料を負担する。

(手続きの方法については別紙「著作権許諾申請について」をご覧下さい。)

2. 罰則

(1) 違反失格・・・出場資格【基本実施要項参照】に反した場合。

(2) 減点・・・違反1回につき得点から1点減点

①実施規定「1. 演技」に反した場合。

②実施規定「5. 器物」に反した場合。

(3) 注意または警告

① 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。

② 他の参加団体に迷惑となる行為があった場合。

③ 非社会的な行為、大会主旨反する行為のあった場合。

※具体的な警告例

・適切なゴミ処理ができなかった団体。

・入場から演技開始までに、約1分15秒以上要した団体。

・計時終了後、約1分以内でフロアから退出出来なかった団体。

・音出し禁止区域での音出し、大きな音での練習で大会運営や他団体、周辺住民へ迷惑をかけた団体。

3. 表彰

(1) 出演団体に次の各賞を授与する。

ア. 金賞・銀賞・銅賞・・・審査委員会の決定でいずれかを授与する。

イ. 審査員特別賞・・・審査委員会より適當と認められた団体。

(2) 全国大会への推薦

ア. 出場団体の中で特に優れ、審査委員会で適當と認められた団体を全国大会へ推薦する。

イ. 全国大会推薦団体は、金賞を受賞した団体とする。

ウ. 全国大会に推薦された団体は「第6回カラーガード・マーチングパーカッション全国大会」実施規定及び審査要領に準ずること。

全国大会選考部門**カラーガード部門 審査要領****1. 審査委員長、審査員、審判員**

(1) 審査委員長

- ①審査委員長は1名とし、審査全般の最終確認を行うとともに審査審判を円滑に遂行する。
 ②審査委員長は審判長より報告を受け違反について最終判定を行う。

(2) 審査員

- ①審査員は4名とし下記の内容をキャプションごとに審査する。
- | | |
|---------------------|----|
| ア. 全体効果 | 1名 |
| イ. 視覚アンサンブル | 1名 |
| ウ. カラーガードの技術（手具の技術） | 1名 |
| エ. ボディワークの技術 | 1名 |

(3) 審判員

- ①審判員は3名とし、1名を審判長とする。
 (但し、若干名の審判補助係員を配置する場合がある)
 ②審判長は審査委員長の補佐をし、違反時の報告は下記のとおりとする。
 (審判員は違反と判断した場合、審判長に報告協議し、審判長は結果を審査委員長に報告する。違反の最終確認は審査委員長が行う。)
 ③審判員は下記の内容を審査する。
 人数、編成、時間、入退場、フロア、器物、事故
 (実施規定の「1. 演技」「2. 罰則」)

2. 審査内容

各審査員が次の細目を審査する。

※詳細はJMA Color Guard Championship 実施要項を参照してください。

ア. 全体効果（35点）

- ・作品の効果
 - コーディネーション
 - 視覚と音楽の調和
 - 独創性と多様性
- ・作品の解釈と表現
 - 表現の幅と質
 - ショーマンシップ
 - 完成度

イ. 視覚アンサンブル（20点）

- ・構成（フォーム・ボディ・手具）
 - 統一性
 - 視覚的音楽性
 - 表現力
 - 多様性
- ・演技の質と技術
 - 同一性
 - 全般的技術
 - アーティキュレーション
 - 鮮明度
 - リカバリー

ウ. カラーガードの技術（手具の技術）（25点）

・表現形式

バラエティー
ダイナミクス
コンビネーション
適正

・理解度と達成度

トレーニング
コントロール
融合
リカバリー
タイミング

エ. ボディーワークの技術（20点）

・表現形式

バラエティー
ダイナミクス
コンビネーション
適正

・理解度と達成度

トレーニング
ポジション
コントロール
融合
リカバリー
タイミング

3. 成績

(1) 各審査員は上記「2. 審査内容」に基づき、それぞれの持ち点で採点する。なお、点数は得点基準表に基づき絶対評価とする。

(2) 各審査員の評点合計から罰則に課せられた減点を差し引いたものを各団体の得点とする。

演技中に発生した事故対応について

近年の演技傾向として演奏演技の高度化が計られている中で発生する事故の危険性も高くなつてきました。

手具、スティック、マレット、ビーター、マウスピース等が、アクシデント等によりフロア上に落下し、演技者が危険にさらされる場面も多く目にするようになりました。また演技中のステップミスなどにより転倒し、場合によっては転倒の連鎖が起こることも珍しくありません。幸い現在までのところ大きな事故なく参加団体のケア程度で済んでいる状態ですが、今後について対策を講じる必要が出てきているところです。

そこで以下のように不慮の事故に対するケアができるように対応致します。

(1) 落下物撤去

演技演奏中の不慮の落下物について“このままでは演技者が危険である”と判断できる状態で、演技者自ら除去できない場合は、登録引率者もしくは搬入搬出補助員がフロアに入って撤去することができる。

(2) 衝突・転倒などによる演技者への不慮の事故

演奏演技中に器物や他の演技者への衝突、転倒などにより被害が拡大しそうな状況、また演技者が重篤な状態に陥った場合には、登録引率者もしくは搬入搬出補助員フロアに入ることができる。危険を回避するための行動による演奏演技の乱れは審査に影響しないものとする。それにより先に係員が救助に入る際には演奏演技の誤判断を避けるために参加団体側への確認が必要とされる。

また、これ以上演奏演技を続け危険が生じると判断された場合には、主催者の判断で演技の中止を連絡することができる。その場合の演奏演技再開に関しては、実行委員長と審査委員長の協議により判断される。

(3) 演技の中止・再演技

主催者の判断による中止、または自然災害による中止以外は、原則として再演技は認められない。

(4) 設置ミスによる指示

登録引率者及び搬入搬出補助員は楽器・器物の設置後、正しい位置に設置できたかを確認することができる。万が一、設置場所などに誤りがあった場合には、事故を防止する観点から演技開始前にフロアに入って指示ができる。但し、あくまでも許容されるセッティング時間内で指示を出すこと。

また、演奏演技開始後の補助は認めない。

(5) その他

この安全対策はあくまでも演技者の安全を図るために配慮したものであり、演奏演技の完成度を補完するものではない。入場、セッティングから退場までの安全を最優先に考えていただきたい。安全策の為に待機する登録引率者及び搬入搬出補助員の待機場所については、通常のまとし、特例は認めない。